

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

去る9月24日、中城海上保安部は2016年12月13日に訓練中の米軍MV22オスプレイが名護市安部の海岸において大破した事故で、氏名不詳のまま航空危険行為処罰法違反容疑で事故機の機長を那覇地方検察庁に書類送検した。

米軍は、事故原因について機長の操縦ミスとする事故調査最終報告書を提出したが、その中に機長の氏名や所属は示されず、容疑者を特定できなかったことや中城海上保安部からの機長を含む乗員への聴取や証拠物提供の要請に応じなかったこともあり、事故捜査が不十分な状況で終結となった。

2004年8月、沖縄国際大学に米軍CH53Dヘリコプターが墜落した事故や2017年10月に東村高江の民間地域に米軍CH53Eヘリコプターが不時着、炎上した事故の際にも、警察が早期に現場に入れず捜査ができなかった。これらは全て、公務中に生じた事故等についての第一次裁判権が米軍側にあることや、米側の捜査協力を義務づけていないという不平等な地位協定に起因するものである。

政府は、日米地位協定については、一つ一つの問題に運用の改善で対応していると説明しているが、運用の改善では到底解決できない異常事態である。

これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生する都度、県民は日米地位協定の問題点や見直すべき事項等を強く訴えてきたところであるが、政府が一向に見直しに向けた取り組みを行わないことは、まことに遺憾である。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、一刻も早く日米地位協定を抜本的に改定し、航空法や環境法令などの国内法を適用させるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月15日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て